



臺灣の道路 (其の八)

三浦 磐雄

第七 道路關係の法規につきて

築造したものは、其の公共團體の財産として事務的に之を管理してゐる。

臺灣には未だに道路に關しての特別な法令、即ち内地に施行されて居る道路法の如きものは公布されて居ないが、道路行政の現状は次のやうな方法で執行されて居る。

一、道路橋梁の官有に屬するものは官有財産の觀念で、臺灣官有財産管理規則に依つて事務的に管理してゐる。
 二、橋梁其の他の構造物であつて、公共團體の費用を以て

三、道路用地は總て國に寄附させる立前になつてゐる。
 四、國や州、廳又は市の施設する道路橋梁等の構造は、道路事務に従事する者の間で協議して、内務省規定の標準に基いて設計や工事を施行してゐる。
 五、昭和五年度に初めて道路改修國庫補助事業を開始した際に、次の「道路構造準則」と「道路費國庫補助規程」

とを府議で決定して、之に依ることにしてる。

道路構造準則

(昭和五年三月七日附總交第一一〇號別冊)

第一條 本準則ニ於テ道路ト稱スルハ地方廳ニ於テ豫定告示シタル市區計畫地域外ニ於ケル道路ヲ謂フ

第二條 道路ノ有效幅員ハ九メートル以上ト爲スヘシ

山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限り其ノ幅員ヲ四メートル以内縮少スルコトヲ得

第三條 道路ノ勾配ハ二十五分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得

ス

特殊ノ箇所ニ於テハ前項勾配ヲ十五分ノ一迄、山地ニ

シテ已ムヲ得サル箇所ニ於テハ長七十二メートル以内

ニ限り十分ノ一迄ト爲スコトヲ得

道路ノ勾配變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縱斷曲線ヲ設

クヘシ

坂路長キトキハ相當ノ距離毎ニ五十分ノ一ヨリ緩ナル

勾配ヲ有スル相當ノ區間ヲ設クヘシ

第四條 道路ノ屈曲部中心線ノ半径ハ五十五メートル以

上ト爲スヘシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ十一メートル迄之ヲ縮少スルコトヲ得

人家連檐又ハ連檐スヘキ箇所ノ屈曲部ニ於ケル凸角ハ相當之ヲ剪除シ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

半径三十五メートル以下ノ曲線ハ背向直接ヲ避ケ兩曲

線間ニ相當ノ直線ヲ設クヘシ

第五條 道路用地ノ幅員ハ道路ヲ構成スル地域ノ外端ニ

成ルヘク左右各一メートルヲ加ヘタルモノト爲スヘシ

第六條 側溝ノ深及底幅ハ三十七センチメートル以上ト爲

スヘシ

第七條 路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最

高水位ヨリ三十七センチメートル以上ト爲スヘシ

第八條 道路ノ表面ハ必要ニ應ジ中央五メートル迄ノ幅

員ヲ限り厚九センチメートルヲ標準トシテ砂利敷ヲ爲

スヘシ

第九條 橋梁ノ有效幅員ハ五メートルト爲スヘシ

第十條 橋梁ハ左ニ掲タルモノノ通過ニ耐フル構造ト爲スヘシ

橋面一平方メートルニ付五百キログラムニ相當スル

群衆但シ徑間ニ應シ相當輕減スルコトヲ得

八トンノ車輛、十一トン輾壓機但シ區間ニ依リ六ト

ンノ車輛ニ輕減スルコトヲ得

第十一條 隧道ノ有效幅員ハ六メートル以上ト爲スヘシ

隧道内ノ高ハ路面ヨリ四メートル以上ト爲スヘシ

第十二條 交通ノ情勢其ノ他特別ノ事情ニ依リ已ムヲ得

スト認メタル場合ニ於テハ本準則ノ規定ニ依ラサルコ

トヲ得

道路費國庫補助規程

(昭和五年三月七日總交第一一〇號別冊)

(改正昭和八年二月十六日總交第六三號)

第一條 道路費ノ國庫補助ハ州ノ負擔ヲ以テ施行スル道

路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ對シ當該年度豫算内

ニ於テ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 國庫補助ハ三分ノ一トス但シ橋梁又ハ隧道ニ關

スル工事ノ費用ニ對シテハ特ニ必要ト認ムル場合ニ限

リ二分ノ一迄ニ高ムルコトヲ得

第三條 國庫補助ノ算定ニ付テハ左ノ金額ヲ補助基本額

ニ加算シテ補助金ヲ定ムルコトヲ得

一 道路ニ關スル工事ニ因リテ著シク利益ヲ受クル者

ノ負擔スル道路ニ關スル工事ノ費用負擔額

二 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ニ

付其ノ費用ヲ負擔スル者ノ負擔額

三 慣行ニ依リ賦課スル夫役又ハ現品ノ價格

四 寄附ニ係ル勞力又ハ物件ノ價格

第四條 補助金ハ支出額ニ應シ之ヲ交付ス

前條ノ金額ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ支出額ト

看做ス

第五條 補助基本額決算ノ結果減少シタルトキハ國庫補

助ヲ減額ス

決算ノ際換價シ得ヘキ物件殘存スルトキハ其ノ使途ニ

付臺灣總督ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ外其ノ時價ニ相當スル金額ヲ補助基本額ヨリ控除ス

第六條 國庫補助ノ條件ニ適合セザルトキハ補助ヲ取消シ又ハ停止シ交付シタル補助金ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 國庫補助ヲ受ケムトスルトキハ工事ノ設計書、仕様書、圖面ヲ添付シ臺灣總督ニ申請スヘシ

第八條 知事ハ工事ヲ竣工シタルトキハ臺灣總督ニ竣功ノ認定ヲ申請スヘシ

六、州の施行する國庫支辨の道路橋梁工事と、廳の施行する國庫又は廳地方費支辨の道路工事は、次に記す「土木工事施行規程」に依つて取扱はれる。

土木工事施行規程

(大正十一年四月一日臺灣總督府訓令第三十四號)

注意 大正十四年訓令第百十八號ヲ以テ本規程中營繕

工事ニ關スル規程廢止

臺灣總督府 法院 臺灣總督府所屬官

大正二年訓令第百七十一號營繕及土木工事施行規程左ノ

通改正ス

(營繕及)土木工事施行規程

第一條 國庫又は廳地方費支辨ニ係ル(營繕及)土木工事ヲ施行セムトスルトキハ申請書ニ設計書、仕様書及圖面ヲ添付シ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲クル工事ハ此ノ限ニ在ラス

一 一廉ノ工事一萬圓未滿ノモノ

二 災害費豫算取扱手續ニヨリ豫算ノ配賦ヲ受ケタルモノ

三 寄附ノ受納其ノ他ニ關シ設計書、仕様書及圖面ヲ添附シ認可ヲ受ケタルモノ

四 第二號及第三號以外ノモノニシテ設計書、仕様書及圖面ヲ添付シ工費ノ配賦又ハ流用ノ認可ヲ受ケタルモノ

前項第一號及第二號ノ工事ニシテ新築、新設、増築、

改築、改修、移築、移轉變更及模様替ヲ目的トスル場
合ニ於テハ起工ト同時ニ設計書、仕様書及圖面ヲ添附

シ臺灣總督ニ報告スヘシ

第二條 臺灣總督ハ必要ト認ムルトキハ設計書、仕様書

及圖面ヲ交付シ又ハ計畫ノ標準ヲ示スコトアルヘシ

前項ノ計畫ノ標準ヲ示サレタルトキハ設計書、仕様書

及圖面ヲ添附シ起工二週間前ニ到達スヘキ豫定ヲ以テ

臺灣總督ニ報告スヘシ

第三條 (營繕及) 土木ニ關スル測量、調査ハ本令ニ於

ケル工事ト看做ス

第四條 本令ハ金錢以外ノ寄附ヲ以テ施行スル(營繕及)

土木工事ニ之ヲ準用ス

第五條 本令ニ基キ提出スル認可申請及報告書ノ冒頭ニ

ハ其ノ費目ヲ明記スヘシ

七、道路費の負擔に就ては左の通り區分してゐる。

イ、國庫は道路法施行後に於ては普通國道(軍事國道を

除いた國道の意味)の豫定線を内定して置いて、其の

豫定線内の工事で地元民の負擔に屬させることの出來
ないものを負擔する。

ロ、廳の管内での道路工事費は國道豫定線以外の路線に

屬するものであつても、必要に應じて國庫で負擔する

ハ、州費又は廳地方費は前記の「イ」と「ロ」以外の指

定道路(將來指定道路と爲るやうな豫定の路線をも含

む)の道路費と前記の「イ」及「ロ」の道路の維持修繕

費(經費多額を要する災害復舊費を除く)を負擔する。

ニ、「ハ」號の費用であつて重要指定道路の改修に關す

るもの、特別に經費が多額にかかるもの又は災害復舊

に關するものに對しては國庫から補助金を交付する。

ホ、前記以外の道路費は市街庄の負擔とする。但し重要

道路の改修に關するもの、特別に經費の多額にかか

るもの又は災害復舊に關するものに對しては州費、廳地

方費又は國庫から補助金を交付する。

ヘ、將來の國道豫定線に當る道路であつて特別な事情の

ある區間は國庫で其の維持修繕費を負擔する。

現在のところ蘇澳花蓮港道の蘇澳南方澳道分岐點、
タツキリ橋右岸間の維持修繕費を國庫で負擔して居
る。

以上は臺灣總督府の交通局道路港灣課で纏められたものであるが、各州廳からの報告は先づ臺北州の分丈で、他の何れもの州廳からは取立ても擧げるものがないとのことである。思ふに臺北州のものに準ずる程度の規定で道路行政が施行されて居るものであらう。

臺北州の分は次のやうなものである。但し其の一々の條文や内容は之を省略する。

一、道路臺帳規則 大正五年六月二十三日訓令第五十六號

二、市區計畫上公用又ハ官用ノ目的ニ供スル爲豫定告示

シタル地域内ニ於ケル土地建物ニ關スル件 明治三十二年律令第三十號

三、工事ニ關シ廳長ニ於テ許可ヲ爲ス場合許可ヲ受クヘキ件 明治三十七年二月訓令第五十六號、改正明治三

十八年三月訓令第五十六號、大正十一年四月訓令第四十號

四、街路取締規則 大正七年三月府令第十四號、改正大

正九年第三百三十三號

五、臺灣家屋建築規則 明治三十三年八月律令第十四號

改正大正二年律令第三號

六、步道規定 明治四十一年十二月臺北廳令第六號

尙ほ臺灣では豫て懸案となつて居た都市計畫の關係法規が先般實施されることになり、昭和十一年八月二十六日附で敕令第二百七十三號を以て臺灣都市計畫關係民法等特例が公布され、其の翌日附で律令第二號を以て臺灣都市計畫令が公布されたので、之に依つて道路關係にも影響してるところが多々ある譯である。

序であるが此の臺灣都市計畫令も朝鮮市街地計畫令と同じ様に、内地に於ける都市計畫法と市街地建築物法とを一所にした内容を有つて居るものである。勿論其の土地の情況に適應するやうに各其の特色が織込まれて居る。